

福岡医発第 3222 号 (地)

令和 2 年 3 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働衛生課より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月20日時点）は90名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

このような中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論を行い、先日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示されました。

また、併せてイベントを開催する際の留意事項等も別紙のとおり示されておりますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【イベントを開催する際の留意点】

1. マスクの着用、アルコール消毒液の配備等を行うとともに、咳エチケット（別添参照）等の一般的な感染症対策について周知すること。
2. 発熱等の風邪症状が見られる者に対しては、講習の受講等について慎重にご検討いただくよう案内すること。
3. 受講を見合わせた方等に対しては、次回講習への振替等の配慮を行うことが望ましいこと。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健 I 265)

令和 2 年 2 月 28 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会

常任理事 松本 吉郎



新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について、別添のとおり、厚生労働省労働衛生課よりその周知について協力依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症については、1 月 15 日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2 月 20 日時点）は 90 名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 2 月 18 日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年 2 月 19 日）で議論を行い、昨日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

また、併せてイベントを開催する際の留意事項等も別紙のとおり示しましたので、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

【イベントを開催する際の留意点】

- 1 マスクの着用、アルコール消毒液の配備等を行うとともに、咳エチケット（別添参照）等の一般的な感染症対策について周知すること。
- 2 発熱等の風邪症状が見られる者に対しては、講習の受講等について慎重にご検討いただくよう案内すること。
- 3 受講を見合わせた方等に対しては、次回講習への振替等の配慮を行うことが望ましいこと。

事 務 連 絡
令和2年2月25日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月20日時点）は90名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月2月19日）で議論を行い、昨日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

つきましては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を行っていただき、各種イベント開催に当たって検討の参考としていただきますようお願いいたします。

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (妊婦の方へ)
- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
- (お子様をお持ちの方へ)
- 小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。
- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

感染症対策へのご協力をお願いします

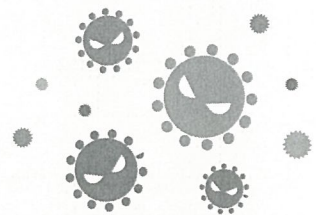
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。^{せき}発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（^{けんたいかん}倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは^{ひまつ}飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--